

## 工学研究所共同研究についての方針

工学研究所共同研究の趣旨および助成：

神奈川大学工学研究所は、工学研究の進展に資するという本研究所設立の目的を促進するため、共同研究を実施し、これに対して研究費の助成を行うものである。

助成の方針：

(共同研究の種類)

本共同研究は次の 2 種類に分ける。

共同研究 (A) は、新技術や新産業創出が期待できるテーマまたはそのテーマの創出が将来期待できる研究について、本工学部の専門分野の教員が主体となり、必要に応じて本学他学部・他大学の教員、他研究所・企業の研究者・技術者と共同で行う研究である。本研究終了後は学外の研究費を得てさらに研究が飛躍的に発展していくことを望むものである。

共同研究 (B) は、新規研究テーマについて行う萌芽的研究である。

(共同研究の期間)

共同研究 (A) の研究期間は 1 年または 2 年、共同研究 (B) の研究期間は 1 年とする。

(共同研究のテーマの決定)

工学研究所運営委員は 11 月初頭までに、各学科・教室の共同研究の希望テーマを取りまとめ、工学研究所運営委員会に報告する。これらを基に工学研究所運営委員会は審査委員会を結成し、ヒアリングを行う。審査委員会は工学的有用性、新技術創出への寄与度、工学研究所としてのアピール度、共通性、実施可能性、本共同研究終了後の発展性などを検討し、12 月初旬までに研究テーマと採択件数、助成額を決定する。採択にあたっては共同研究 (A) を共同研究 (B) よりも優遇し、一つの研究に重点配分することも厭わない。

(研究成果の帰属)

共同研究の研究成果の帰属は共同研究者間の協議の上決定する。

(工業所有権の帰属)

共同研究の結果生じた特許権（実用新案、意匠及び商標を含む）を受ける権利は、共同研究者間の協議の上決定する。

(研究成果の報告・発表義務)

次の 2 つの方法で研究成果の報告と発表する義務がある。

1) 工学研究所所報への掲載

採択された共同研究は、翌年の研究所所報で研究経過、研究成果などを報告する。

2) 翌年に公開の研究成果報告会を行う。

本共同研究の成果を共同研究者との話合いの上で各自の所属する学会等で発表することは自由である。

(取扱い内規)

共同研究の公募、審査などにあたっては次のような取扱いを内規とする。

①審査委員会は運営委員会とは別に設ける。

②その他詳細については別途定める『工学研究所共同研究に関する内規』により取り扱う。